

令和5年度第4回富田林市入札等監視委員会議事録（会議の概要）

- 1 開催日時 令和6年2月13日（火）午前9時30分～午前10時15分
- 2 開催場所 市役所5階 入札室
- 3 出席者 委員3名、工事担当課9人、事務局4人
- 4 開催形態 公開（傍聴人 人）・**非公開**・一部公開（傍聴人 人）

【非公開・一部公開の理由】

会議の公開に関する指針3.（3）該当

- 5 審議の経過及び委員会等の結果等 全文筆記・**要点筆記**・議事要旨
次第

（1）入札及び契約手続きの運用状況等について（令和5年10月～12月）

① 工事の発注状況について（報告）

（2）発注工事（抽出事案）に対する説明及び審議

① 「市庁舎南館便所緊急改修工事」

② 「富田林市新庁舎建設工事」

③ 「小学校地域総合拠点整備工事（その2）」

④ 「中央公民館・図書館空調・小荷物専用昇降機設備改修工事」

⑤ 「R5・6 東部配水池ポンプ施設新設工事（土木・建築）」

【委員】 ②の案件ですが、庁舎南館の解体工事については別に発注されて新たな工事業者が施工されるということでしょうか。

【担当課】 南館の解体工事については、当該業者が一括で施工されます。

【委員】 ①の工事は終わっているのですか。

【担当課】 終わっています。現場については検査をして利用できる状態としております。

【委員】 ③について工事業者が中々見つからないのは何か理由はございますか。

【事務局】 指名競争入札時の辞退理由としては、技術者の配置が困難、見積金額があわないというのが6者ずつあります。この案件については指名競争入札を2回行っていますが、理由については同じ内容でいただいております。

【委員】 3つの小学校を施工するにあたって、施工は同時もしくは順番にされるのですか。

【担当課】 工事については業者に工程を組んでいただき、学校側と調整しながら、施工を行っていただきます。

【委員】 技術者は1人も配置できないような状況なのですか。3箇所同時というわけではなくて、1箇所ずつローテーションを組んでも中々難しい状況ということなのでしょうか。

【担当課】 工事において技術者は1人配置しておけばよいのですが、その1人を配置することが難しいと考えられます。

【委員】 わかりました。

【委員】 ②の工事については金額もかなり高く注目度の高い工事と思われませんが、参加業者が1者ということで、なぜ1者だけだったのかという理由と、それと入札参加条件にあうような業者がどれくらいいて1者だけだったのかをお聞きしたい。

【事務局】 本案件については、参加条件を検討するために、公告前に公募でアンケートを行い、10者ほどアンケートにお答えいただきましたが、結果としては1者のみの参加となりました。その入札後に、アンケートに回答いただいた業者を対象に、参加されなかった理由を聞いたところ、他工事と時期が重複しているため、技術者の配置が困難という回答を最も多く頂きました。意見として、万博やIR等の大型工事やそれ以外の民間工事もあり、繁忙度が高い状態が続いているといった内容もございました。

なお、入札参加条件として記載している総合評定値が1,400点以上の業者は実際多くおられますが、本案件に興味のあった業者がその内10者程度であったということになります。この入札を実施するにあたって、アンケートに回答いただいた業者のうち、2,3者ほど参加していただければと考えておりましたが、結果的に1者のみの参加となりました。

【委員】 審査委員会で審査を実施したとありますが、1者だったからではなく元々こういう手続きをする予定であったのですか。

【事務局】 審査委員会は令和4年の10月から6回開催しておりまして、その際に入札説明書や総合評価における評価基準について、建築専門の外部委員4名と、市の内部委員の3名の計7名で構成された委員会で審議をいただき、作成させていただきました。参加された1者には、提案内容を第6回の委員会において説明いただき、審査委員に評価をしていただきました。

【委員】 この審査委員会については何か規定はあるのですか。

【事務局】 この庁舎の入札をするにあたり、審査委員会の設置要綱を作成しました。

【委員】 技術者の配置にあたり、その内容をどうするかもポイントだったということですか。

【事務局】 本入札は総合評価であり、技術提案を受けるにあたり、その内容については審査委員の方に審議をいただきました。

【委員】 参加されたのは1者だけであり、その他の案件を見ると、条件付一般競争入札で参加者が2者に満たないため不調となったとありますが、同じ条件付一般競争入札で、不調とする業者数の違いについてはどういうことなのでしょう。

【事務局】 条件付一般競争入札で価格競争を行う場合においては、2者に満たない場合は中止とさせていただきます。今回の新庁舎建設工事に関しては、総合評価落札方式を採用しており、価格と技術的能力、いわゆる品質や施工方法等を評価する手法であることから、市の基準として定めた技術審査の評価点が技術審査の6割以上を満たしており、予定価格内の応札であれば、落札候補者として選定することとしました。

【委員】 審査委員会で一定の基準を満たすことができれば、1者でも落札候補者として決められたのですか。

【事務局】 そうです。

【委員】 従来の基準を今回変えたことについての合理性はどのようにお考えですか。

【事務局】 本案件は大型案件であり、本来であれば競争をした結果、業者が決まるのが理想ですが、アンケートを行った中でどれくらいの業者が参加されるかの予想もつかず、また手続きに長い期間をかけていることもあり、時期をずらすこともできない、そのような状況であったことから、1者となった場合は内容が一定の基準を満たさなければ落札候補者とならないように基準を定めました。

【委員】 今回の案件で1者でも可とした理由は、大型案件で、総合評価落札方式を採用したこともあり、庁舎の移転や工期等様々な事情もあったことから、このような形にされたということなのですね。

【事務局】 はい。国や府では総合評価落札方式で1者であった場合、技術審査等の審査を省略し、価格のみにより判断し、落札者を決定すると聞いておりますが、本市においては、技術審査の評価項目について、一定の評価を受けた者を選定することが望ましいとの考えから、今回の基準を設けております。

【委員】 この手法は市が特別に行ったわけではなく、1者のみでそれ以外の業者がいなくても落札候補者を決めるというのは国や他の地方自治体でもやっておられるということですか。

【事務局】 そうです。現在本市の条件付一般競争入札においては、2者に満たない場合は中止するとしておりますが、府下では7割くらいの自治体は1者でも有効としています。公告時にはどなたが参加されているかがわからず、参加者が他にいるとの想定で、入札に参加しており、競争性が確保されているとの理由から行われています。

【委員】 わかりました。案件②では低入札調査基準価格となっておりますが、この内容について教えてください。

【事務局】 総合評価落札方式においては、低入札価格調査制度で取扱うことが地方自治法施行令で定められております。同制度は履行可否の調査を行うための基準価格を設け、その額以下でも履行可能と判断できれば落札者とする制度です。

【委員】 わかりました。今回の落札業者ですが、施工は大丈夫なのですか。かなり昔の話ですが、一度倒産されたことがあると聞いておりますが。今はもう改善され、施工能力については問題ないのでしょうか。

【事務局】 倒産についてはかなり昔の事で、参加にあたり実績についても求めておりますことから、その点については問題ないと考えております。

【委員】 新庁舎建設工事に係る要綱等のとりきめは新たに作成されたのでしょうか。

【事務局】 総合評価落札方式で入札を行うにあたり、審査委員会の設置要綱を今回定めております。

【委員】 作成されたのはどちらの部署ですか。

【事務局】 契約検査課で作成しております。

【委員】 参加者が1者ということでしたが、議会から質問はございましたか。

【事務局】 質問はございました。参加者は1者でしたが、現在の様々な情勢を踏まえた上での入札でありましたので、適正と考えているということをお答えさせていただきました。

【委員】 分割発注の考えはありませんでしたか。例えば建築と、給排水設備をわけるような形とか。

【事務局】 当初から一括で発注を行うということで進めさせていただきました。

(3) ① 電子入札に係るくじ機能による落札候補者の決定方法について

【委員】 3桁のくじ用の数値は入札時にあらかじめ参加者が入力されるのですか。

【事務局】 そうです。くじ用数値を入力し、もし同額で入札された場合は、この数値を使用して計算を行い、くじ順を決定します。

【委員】 くじ順が1位の方で決定ということですか。

【事務局】 そうです。その後の事後審査において、失格となった場合は、次の2番目のくじ順の方が同様の手続きを行うこととなります。

【委員】 わかりました。

- 開催日程等について
 - (1) 次回の開催日時について
 - (2) 議事録の署名委員と抽出委員の指名について